

要求水準書の修正

[R5.3.1 修正に係る修正箇所]

諸室（面積㎡）	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掛軸等の木箱を保管するスペースを確保する。なお収納棚上部を掛軸等の木箱を保管するスペースとして有効活用しても構わないが、その場合、落下防止対策を施すこと。 ・ 平置きスペースを確保する。
収蔵庫前室 1 (50)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収蔵庫 1（彫刻収蔵庫）の前室とし、収蔵品の点検貸出業務などが行える十分なスペースを確保する。 ・ 収蔵庫大型台車や丈六坐像（W2,800mm×D2,300mm×H3,500mm※移動台含む）の移動がしやすい空間とする。 ・ 廊下—前室間、前室—収蔵庫間の扉の高さは、丈六坐像の移動を考慮に入れ、3.8m程度とする。 ・ 環境基準の異なる収蔵庫と通路の緩衝地帯となるよう計画する。 ・ 安定した環境下で文化財を保管するために外光が入らない構造とし、収蔵庫と同様の温湿度環境、空気清浄度を確保する。 ・ 収蔵品を汚染しない床材・壁材を使用し、有機酸・アンモニア・ホルムアルデヒド等の文化財に有害な物質を低減するほか、断熱対策を強化した仕上げとする。 ・ ガス消火設備を備える。 ・ 梱包資材の保管のため、梱包資材整理用の棚を備える。 ・ 収蔵資料の点検・調査を行うため、大型作業台を配置する。
収蔵庫前室 2 (75)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収蔵庫 2（工芸品収蔵庫）と収蔵庫 3（絵画、書跡・典籍、古文書収蔵庫）は共用の前室とする。 ・ 収蔵庫大型台車の移動がしやすい空間とし、収蔵品の点検貸出業務などが行える十分なスペースを確保する。 ・ 環境基準の異なる収蔵庫と通路の緩衝地帯となるよう計画する。 ・ 安定した環境下で文化財を保管するために外光が入らない構造とし、収蔵庫と同様の温湿度環境、空気清浄度を確保する。 ・ 収蔵品を汚染しない床材・壁材を使用し、有機酸・アンモニア・ホルムアルデヒド等の文化財に有害な物質を低減するほか、断熱対策を強化した仕上げとする。 ・ ガス消火設備を備える。 ・ 梱包資材の保管のため、梱包資材整理用の棚を備える。 ・ 収蔵資料の点検・調査を行うため、大型作業台を配置する。
借用資料一時保管庫 (100)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収蔵庫と同等の仕様とする。 ・ 館外からの借用作品を一時的に保管し、収蔵品と借用品を明確に区分できる十分なスペースを確保する。 ・ 借用資料一時保管庫までの搬入経路は、有効幅 4m 以上確保し、段差、傾斜は避け、できる限り曲がり角がないようにする。 ・ 借用資料一時保管庫の前室としての機能を兼ね備えた点検室と隣接させる。

諸室（面積㎡）	要求水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財を安全に搬入するために、文化財専用エレベーターからの距離をできる限り短くする。 ・ トラックヤード、展示室へアクセスしやすい位置に計画する。 ・ 琵琶湖からの浸水による文化財の保護のため、2階以上に設置する。 ・ 安定した環境下でを保管するために外光が入らない構造とする。 ・ 借用資料一時保管庫は中間層に設置することが望ましいが、日射や外気など外部環境や雨水の影響を受けないように、防水性、断熱性を確保することを前提として、最上階に設置することも可とする。 ・ 虫害対策として文化財 I P M 上有効な仕様とする。 ・ 空調は恒温恒湿の 24 時間空調を基本とするが、温湿度推移を監視し、収蔵品にとって適切な温湿度環境が維持できるのであれば、24 時間空調としなくてもよい。 ・ 外気を直接取り入れず、空調設備を経由して取り込みを行う。 ・ 壁床天井は、空気層を設けた二重構造とし、外壁に面する空気層は、漏水発生時や空調設備の点検用の空間を確保するとともに、空気層にも空調を行う ・ 温湿度は、「付属資料 4 諸室リスト」に記載の条件を厳守すること。 ・ 壁床天井は、空気層を設けた二重構造とし、空気層にも空調を行う。 ・ ガス消火設備を備える。 ・ 出入口は原則一か所とし、借用資料一時保管庫の扉は密閉性、防火性に優れたものを設置する。 ・ 借用資料一時保管庫は点検室と廊下間に 1 時間耐火、借用資料一時保管庫と点検室間に 2 時間耐火の扉を設置し、それぞれ日本セーフファニチャー協同組合連合会規格を満たす。 ・ 扉の有効幅は、搬入用エレベーターの開口以上の大きさを確保し、3. 303m 以上とする。 ・ セキュリティ対策を徹底する。 ・ 借用資料一時保管庫と点検室の間には耐火扉とは別に木製の扉を設ける。 ・ 限られた職員のみが入退室できるように、セキュリティ対策の徹底を行う。 ・ 収蔵品を汚染しない床材・壁材を使用し、有機酸・アンモニア・ホルムアルデヒド等の文化財に有害な物質を低減するほか、断熱対策を強化した仕上げとする。 ・ 高演色（RA95 以上）・紫外線カットに配慮した LED 照明を備える。 ・ 借用資料一時保管庫に設置する収蔵棚等の設備については、「付属資料 14 収蔵庫設備リスト」を参照すること。
点検室 (50)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他館から搬入した文化財（借入、返却）、貸出資料の点検作業が可能なスペースを確保するとともに、一時保管庫の前室としての機能を備える。 ・ 現状で最大のサイズの収蔵品（362cm×336cm）を平置きして点検できる規模を確

諸室（面積㎡）	要求水準
	<p>保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借用資料一時保管庫と同等の温湿度環境を確保する。 ・ 安定した環境下で文化財を保管するために外光が入らない構造とし、最上階に設置する場合は、日射など外部環境や雨水の影響を受けない計画とする。 ・ ガス消火設備を備える。 ・ 梱包資材の保管のため、梱包資材整理用の棚を備える。 ・ 収蔵資料の点検・調査を行うため、大型作業台を配置する。 ・ 高演色（RA95以上）・紫外線カットに配慮したLED照明を備える。
<p>文化財緊急保管庫 (100)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等により破損の恐れのある地域の文化財を、他の収蔵品と区分して緊急的・一時的に保管できるスペースを確保する。 ・ 収蔵庫および借用資料一時保管庫に生物被害が及ばないように、また文化財搬出入動線がカビや虫により汚染されないように、階層を区分して物理的な距離をとるとともに、空調を分離する。 ・ 被災文化財の虫害被害等への応急処置や、搬出入が容易となるようにトラックヤードおよび燻蒸室から近接した配置とする。 ・ 受け入れる文化財の被害状況（水濡れ、虫食い等）により、保管先を選択できるように2室設ける計画とする。 ・ 被災文化財の状況に応じて、温湿度が容易に変更できるように、2室それぞれにパッケージエアコンと除加湿器を備える。 ・ 廊下との緩衝地帯として前室を設ける。文化財緊急保管庫の前室は、収蔵庫等とは異なり、前室内での作業は想定していないため、風除室としての機能がなければ問題ない。 ・ 2室の出入口については、廊下からそれぞれ個別に設ける必要はない。前室を経由して2室の緊急保管庫にアクセスする、もしくは前室→文化財緊急保管庫1→文化財緊急保管庫2という動線でも構わない。 ・ 温湿度は、「付属資料4 諸室リスト」に記載の条件を厳守すること。 ・ 安定した環境下で文化財を保管するために外光が入らない構造とする。 ・ 虫害対策として、文化財IPM上有効な仕様とする。 ・ 収蔵庫と同等の温湿度環境を確保する。 ・ ガス消火設備を備える。 ・ 文化財緊急保管庫の扉は密閉性、防火性に優れたものを設置する。 ・ 文化財緊急保管庫と前室との間に気密断熱防火扉を設け、内側に内扉を設け、廊下と前室の間には収蔵庫扉を設置する。 ・ 扉の有効開口は、有効幅3.30m以上とする。 ・ 限られた職員のみが入退室できるように、セキュリティ対策の徹底を行う。 ・ 収蔵品を汚染しない床材・壁材を使用し、有機酸・アンモニア・ホルムアルデヒド

諸室（面積㎡）	要求水準
	<p>等の文化財に有害な物質を低減するほか、断熱対策を強化した仕上げとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災文化財の搬出後、庫内の環境を清浄化する必要があることから、内装材はクリーニングしやすい計画とする。 ・高演色（RA95以上）・紫外線カットに配慮したLED照明を備える。 ・被災文化財を適切に処置するための設備を検討する。
燻蒸室 (50)	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入口の近くに設置する。 ・テント燻蒸を想定するため、燻蒸庫は設けない。 ・個別空調設備を設ける。 ・電気等の配管が燻蒸室を通らないように考慮する。 ・照明等電気設備は防爆型とする。 ・燻蒸後のガス放出については、送風機やダクト等により安全に行えるように計画すること。 ・非常時に強制的にガスを放出できる換気設備を備える。 ・排気口の位置は、周辺環境に影響を与えない位置に設置する。
搬出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財を安全かつ円滑に搬出入できる位置に設ける。 ・強風の影響を避けるため、搬出入口は琵琶湖側に向けて設置しない。 ・台風や豪雨時の浸水防止対策、虫の侵入対策を徹底する。 ・搬出入口のシャッターは電動とし、停電した際でも昇降できるように、非常発電設備から電源を供給する。 ・シャッター閉鎖時に出入りが可能となるように扉を設ける。 ・搬入口は文化財搬入時のセキュリティ対策として、来館者や歩行者などから見えにくい配置とする。また将来的に東側空地に施設が建設された場合においても、同様のセキュリティが維持できるよう計画する。
トラックヤード (100)	<ul style="list-style-type: none"> ・4t 美術専用トラック2台から文化財を安全に搬出入できる十分な広さを備える。 ・トラックヤードと荷解室の床は、荷下ろしを円滑に行うことができるように適切な高さの段差を設ける。 ・荷解室との床の段差には、文化財を安全に移動ができるようにW3,000mm×D2,500mm（程度）のテーブルリフターを備える。 ・4tトラックを駐車した際に搬出入口のシャッターが閉められる奥行を確保する。 ・荷解室と連続した一体的な空間とし、搬入用エレベーターまで文化財を安全に移動できるよう配慮する。 ・天井高さはトラックのウィングが開けられる有効高さを確保する。 ・荷解室との境界に、排気ガス遮断用のシャッターを設ける。 ・荷解室との境界のシャッターには、シャッター閉鎖時に出入りが可能となるよう

諸室（面積㎡）	要求水準
	<p>に扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員室をできる限り近接させる。 ・美術専用トラックの排気ガス処理のため、換気設備を設ける。 ・管理エリアからできる限りフラットにアクセスできる計画とするが、段差が発生する際はリフターを設ける。
荷解室 (100)	<ul style="list-style-type: none"> ・トラックへの搬出入作業ができる安全かつ十分なスペースを確保する。 ・トラックヤードと搬入用エレベーターと隣接させる。 ・トラックヤードとの間にシャッターを設ける。 ・4tトラックの後方から搬出入することを考慮に入れ、トラックヤードと連続した一体的な空間として使用できる位置に設置する。 ・文化財以外に、博物館のパンフレット等を一時的に保管できるスペースを確保する。
文化財専用エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財専用とする。 ・開口について、1階は荷解室、2階以上は専用のエレベーターホールに面して設置する。 ・W2,800mm、D2,300mm、H3,500mmの作品が安全に搬出入できる大きさとする。 ・揺れを低減する仕様とする
文化財搬入経路	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財を安全に移動できるように、トラックヤードと荷解室、搬入用エレベーターの位置関係に配慮する。 ・搬入用エレベーターは、各階のエレベーターホールに面して計画する。 ・文化財専用のエレベーター、廊下を設置し、来館者動線と交錯しない配置とする。トラックヤードから収蔵庫・展示室に至る文化財動線を第一に考えた平面プランとし、文化財搬入を阻害しないよう段差や曲がり角の少ないプランとするほか、空気環境や文化財 I P M上の管理に配慮する。 ・丈六坐像の移動(W2,800mm、D2,300mm、H3,500mm※移動台含む)を行うことができる通路幅や扉間口、文化財用エレベーター等とする。 ・文化財搬入を阻害しないように、天井に設置する照明や誘導灯等は埋め込みとする。

イ 展示部門

諸室（面積㎡）	要求水準
展示室全般 (800)	<ul style="list-style-type: none"> ・面積の異なる2室の展示室と、映像展示等を行う導入展示室を設置する。 ・導入展示室を除く、大小2室の合計床面積は800㎡程度とする。 ・展示する作品の特性に合わせて、展示室ごとに温湿度や照度、色温度を調整できる計画とする。 ・展覧会テーマ例については、基本計画 P54 や過去の琵琶湖文化館の展覧会を参

諸室（面積㎡）	要求水準
	<p>考とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示替えの際に独立した展示公開が可能となるように、それぞれの展示室（導入展示室は除く）へと、文化財を安全に搬出入できる動線を確保する。 ・ 一般の観覧者動線と、文化財搬出入動線が重ならないようにする。 ・ 展示室までの搬入経路は、廊下は有効幅4m以上確保し、段差、傾斜は避け、できる限り曲がり角がないようにする。 ・ 文化財搬入動線が来館者動線と交錯しない配置とする。 ・ 展示室内の観覧動線は、反時計回りの進路が適切に行える配置とする。 ・ 文化財を安全に搬入するために、文化財専用エレベーターからの距離をできる限り短くする。 ・ 琵琶湖からの浸水による文化財の保護のため、2階以上に設置する。 ・ 騒音・振動が発生する可能性のある設備機器や機械室等は、<u>展示室の同階もしくは上階に隣接して配置しない。ただし展示室の階下に機械室を設置することは、付属資料7「文化財公開施設の計画に関する指針」の趣旨に添うよう必要十分な対策を講じ、且つその有効性が十分説明できることを条件に可とする。展示室に隣接して配置しない。</u> ・ 展示室は構造面を配慮した上で、独立した柱のない空間とする。 ・ 多くの文化財が展示できるように、十分な直線の壁面を確保する。 ・ 屋外の温湿度環境の影響を最小限に抑えるために、外壁と面する場合は特に断熱対策を強化する。 ・ 安定した環境下で文化財を保管するために外光が入らない構造とし、展示室を最上階に設置する場合は、日射など外部環境や雨水の影響を受けない計画とする。 ・ 空調は恒温恒湿の24時間空調を基本とし、展示室それぞれで温湿度設置が可能な計画とする。 ・ 大空間であることを考慮した、効率的な空調方式とする。 ・ 展示室の空気環境は、来館者にとって快適な環境とし、かつ文化財に影響を与えないように配慮した計画とする。 ・ 収蔵品を汚染しない床材・壁材を使用し、有機酸・アンモニア・ホルムアルデヒド等の文化財に有害な物質を低減するほか、断熱対策を強化した仕上げとする。 ・ 来館者用、管理用出入口ともに防火戸とし、来館者用出入口には自動ドアとエアカーテンを設置する。展示室の出入口は、停電時の文化財への被害を避けるために、開閉可能な構造とする。 ・ ガス消火設備を備える。 ・ 照明は展示物の損傷を防止するため、熱・放射による影響を抑止できるよう十分に考慮する。 ・ 高演色（RA95以上）、調光・調色のできるLED照明設備を備え、最大照度を

諸室（面積㎡）	要求水準
	<p>500lx とする。RA95 以上の性能を有する範囲は、色温度 3000～5000K の間において無段階で調整可能とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示室内のベース照明については、展示用のベース照明と、主に作業時に使用する作業灯(最大照度 500lx)を設ける。 ・ 上記の展示用のベース照明と作業灯は、同一の照明としても構わないが、その場合、重要文化財を展示する空間としてふさわしい、意匠面に配慮した計画とする。また展示用のベース照明と作業灯を別途設置する場合、これらを併用して最大 500lx 確保する計画としても構わない。 ・ 展示室 1 室ごとに、ケース内の照明を同時に点灯・消灯できるように、展示室周辺に点灯スイッチを設けるなど工夫を行うこと。またケース内の照明とファンは別系統とし、消灯時もファンは運転可能な計画とすること。 ・ 室内、壁面展示ケース内部には、作品に合わせた演出が出来るようにライティングレールを設置する。 ・ 天井は、吊り下げ展示が可能な強度と構造とする。 ・ 壁面展示ケース内にはピクチャーレールを設ける。壁面ガラス展示ケースの詳細は、「付属資料 15 壁面ケース・移動ケース」を参照すること。 ・ 床面は、キャスター移動が可能で、I PMの観点から支障のないこと。 ・ 展示室の床・壁・天井の内装は、以下の 3 点に留意する。①常設ではなく展示内容が変わるため、どのような展示にも対応できること。②すべての世代の人々が文化財に親しみやすい空間とすること。③文化財を展示するうえで質の高い空間とすること。
<p>展示室 1 (500)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総長 40m 程度の壁面展示ケースを設置する。 ・ 壁面展示ケースのうち、<u>奥行可変式のケースを設置する。なお、壁面ガラス展示ケースの詳細は、「付属資料 15 壁面ケース・移動ケース」を参照すること。一部は奥行可変式のケースを設置する。</u> ・ 移動間仕切および移動間仕切り用収納スペースを設置する。収納時は通常の壁面として使用できるようにし、移動間仕切りの収納時および使用時のいずれも意匠上違和感がないように考慮する。 ・ 移動間仕切の最大幅は約 5.0m とする。 ・ 移動間仕切壁も含めて、展示された展示物を適切に照らすことができるよう、天井にライティングレールを設置する。
<p>展示室 2 (300)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総長 20m 程度の壁面展示ケースを設ける。 ・ 壁面展示ケースのうち、<u>奥行可変式のケースを設置する。なお、壁面ガラス展示ケースの詳細は、「付属資料 15 壁面ケース・移動ケース」を参照すること。一部は奥行可変式のケースを設置する。</u> ・ 展示された展示物を適切に照らすことができるよう、天井にライティングレール

e 配布物の作成

- ・本施設に関する以下の配布物を作成すること。
 - (a) 博物館案内リーフレット
 - ・主に本施設の概要を紹介するもので、複数年での使用を前提としたもの。
 - (b) 年間スケジュール
 - ・展覧会等の年間スケジュールを紹介するもの。
 - (c) 広報誌
 - ・本施設をより深く理解し、より身近に感じてもらうことを目的に、本施設で開催されるイベントや文化財に関する様々な情報を紹介するもの。
 - ・A4サイズ4ページ程度とし、年間4回程度発行するもの。
- ・配布物については館内に配架するとともに、広報効果が見込める場所に送付すること。
- ・配布物の企画及び制作に当たっては県と協議すること。県は作成に必要な情報提供を行うものとする。
- ・広報誌は送付を希望する個人あてにも送付すること。なお、個人に送付する場合、送料の負担を求めることはできる。
- ・事業者は広報物の目的を損なわない範囲において、広報物への広告を募集し、広告料を自らの収入にすることを可とする。ただし、広告の掲載基準等については「滋賀県広告等事業実施要綱」等に準じること。

③来館者看視・対応

- ・展示室内における看視および来館者対応を行うこと。
- ・展示室前における観覧券のもぎりを行うこと。
- ・開館時間中、展覧会規模に応じて2～6名の看視員を配置すること。
- ・必要に応じ、順路の誘導や展示作品の簡易な説明、職員への取り次ぎ等を適切に行うこと。
- ・展示室内の展示作品の盗難、損傷を防止すること。
- ・来館者が展示室内での禁止事項に反する行為を行った場合、または行う恐れがある場合は注意を促す等、観覧しやすい環境づくりに努めること。
- ・開館時および閉館時に展示室の開錠・施錠を行うこと。
- ・来館者に対するサービス提供の水準を維持・向上するために、配置担当者については、必要な研修を行った上で業務に従事させること。なお、配置担当者に対する研修については県は必要な協力を行う。

④音声ガイドの貸出・回収

- ・展示室周辺および管理受付がしやすい場所に音声ガイド端末の貸出ブースおよび返却口を設置すること。
- ・貸出ブースにおいて、貸出及び返却対応を行うこと。

目的外使用料（年額）：a+b

a 建物の価格×使用料率（0.055704）×使用面積÷床面積×1.15

b 建築面積×土地の価格×使用料率（0.033484）×使用面積÷床面積

※「土地の価格」とは使用許可の前年の固定資産評価額をいう。

※使用料率の値は現行のものであり、今後改正される場合がある。

また、自動販売機の設置を行う場合は以下の計算式を参考とすること。

目的外使用料（年額）：a+b

a 使用面積×定額（28,200円）

b 建築面積×土地の価格×使用料率（0.099）×使用面積÷床面積

※「土地の価格」とは使用許可の前年の固定資産評価額をいう。

※使用料以外に使用料の3倍程度を目安とする納付金が別途必要となる。

※定額の値や使用料率の値は現行のものであり、今後改正される場合がある。

2 その他業務に関する要求水準

(1) ミュージアムショップの運営

ア 基本方針

利用者に対して美術に関する書籍、本施設で行われる展覧会に関する資料、美術館・博物館関係のグッズ等の販売を独立採算により行うこと。

また、ミュージアムショップで販売する本施設のオリジナルグッズの開発および制作を行うこと。

イ 業務内容

事業者が実施する業務の内容は、次表の事業者欄に○を付した業務（当該業務に付随する一切の業務を含む。）とする。

業務内容				業務担当主体	
				県	事業者
①	整備	内装工事	内装工事		○
			付帯設備の調達、設置、保守		○
			備品の調達、設置、保守		○
		施設原状復帰	内装、付帯設備、備品等の撤去		○
②	運営	商品管理	商品決定、購入		○
			商品の確認	○	
			在庫管理、陳列、棚出し		○
	販売	販売価格の設定・変更		○	
		営業時間の設定・変更		○	
		営業時間の承認	○		

			接客（料金徴収を含む。）		○
			現金管理		○
		衛生管理	店内清掃		○
			業務関係者の清潔保持状態等の確認		○
			納入業者に対する衛生管理の指示		○
			廃棄物の処理		○
③	オリジナルグッズ 開発	企画	企画		○
			確認	○	
		制作			○
④	記録の作成・報告				○

ウ 要求事項

(ア) 整備

- ・本施設全体と調和のとれたデザインとすること。
- ・本施設とは独立した施設とし、近接する大津港シンボル緑地から視認できる場合には、大津港シンボル緑地が故・井上武吉氏の著作物であることを配慮した計画とすること。
- ・施設の改変（軽微な変更を除く。）、事業内容の変更等を行う場合、事業者は事前に十分な調整を行った上で県の承諾を得ること。

(イ) 運営

- ・展覧会やその他イベント、集客業務、文化観光業務等と連携を図り、利用者の期待に応える企画性の高い、変化に富む商品、サービスを提供すること。
- ・県と協議のうえ、適切な価格設定を行い、利用者へのサービスの向上および満足度の向上に努めること。
- ・利用促進等を目的に県が導入する友の会（メンバーシップ）制度の特典として商品の割引等優待を図ることも可とする。詳細は県と協議のうえ決定すること。
- ・県が販売を委託する図録をあわせて販売すること。販売を委託する図録については、県が事業者者に一定の販売手数料を支払う。販売手数料については必要額を見込むこと。なお詳細は事業契約後、協議の上決定するが、販売価格の10%程度を想定している。
- ・支払いにおいて、クレジットカードや電子マネー利用等によるキャッシュレス決済も導入すること。
- ・定期的に清掃し、清潔に保つこと。また、店内は、常に整理整頓し、来館者に不快感を与えないこと。
- ・営業時間については、開館時間の範囲とし、原則として開館時間外の営業については行うことはできない。